

(参考資料)

防災業務計画修正

新旧対照表

令和3年2月

第1編 総則

修正前	修正後
<p>第3章 防災に関する組織・体制</p> <p>第1節 国土交通省防災会議</p> <p>(略)</p> <p>(新規)</p>	<p>第3章 防災に関する組織・体制</p> <p>第1節 国土交通省防災会議等</p> <p>(略)</p> <p><u>○毎年のように自然災害が発生し、気候変動の影響による水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確保するため、この計画に沿って進めている防災・減災、国土強靱化の取組を更に強化すべく、国土交通省防災・減災対策本部を設置し、省の総力を挙げて防災・減災に取り組むものとする。</u></p>

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第1 各種事業・計画に基づく対策の実施 (略) (新規)</p> <p>(略)</p> <p>第3 都市の防災構造化の推進 (2) 防災都市づくりの計画的推進 ○防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」の策定を促進するものとする。 (略) ○「防災都市づくり計画」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。 (略) (新規)</p> <p>第8 鉄道施設の安全性の確保及び指導 (略)</p> <p>第9 港湾施設の整備 ○災害時に緊急物資輸送や支援部隊の展開等の拠点となる臨海部防災拠点について、危険物等取扱施設との距離等にも配慮しつつ、臨海部防災拠点マニュアル等に基づき形成及び適切な管理・運営を促進する。 (新規)</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 災害対策の推進</p> <p>第1 各種事業・計画に基づく対策の実施 (略)</p> <p><u>○国土交通省防災・減災対策本部において、国民の命と暮らしを守る施策パッケージとしてとりまとめた「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」に基づき、あらゆる関係者と連携し、国民目線に立って、施策の着実な推進を図り、防災・減災が主流となる社会の実現に取り組む。</u> (略)</p> <p>第3 都市の防災構造化の推進 (2) 防災都市づくりの計画的推進 ○防災都市づくりを計画的に推進するため、都市防災に関する方針の都市計画への位置づけについて必要に応じて助言を行うとともに、避難場所、避難路、延焼遮断帯など都市の骨格的な防災施設の整備に関する事項、防災上危険な密集市街地の整備に関する事項等を主な内容とする「防災都市づくり計画」及び立地適正化計画において都市の防災・減災対策を位置付ける「防災指針」の策定を促進するものとする。 (略) ○「防災都市づくり計画」及び「防災指針」の策定、並びにそのための災害危険度判定等に当たっては、都市防災総合推進事業、都市計画基礎調査等の積極的活用を促進するとともに、これらの計画等については「市町村の都市計画マスタープラン」等にその内容を反映させることができる旨の周知等に努めるものとする。 (略)</p> <p>第8 <u>交通運輸事業者の防災マネジメントの推進</u> <u>○交通運輸事業者に対し、災害からの早期復旧・再開を図るため、被災時の被害を軽減するための災害予防と応急対策に加え、「事業継続」の取組を促進することとし、各々の交通運輸事業者の取組については運輸安全マネジメント制度の下で評価・助言等の支援を行い、運輸防災マネジメントの導入促進を図るものとする。</u></p> <p>第9 鉄道施設の安全性の確保及び指導 (略)</p> <p>第10 港湾施設の整備及び港湾の災害対応力の強化 ○災害時に緊急物資輸送や支援部隊の展開等の拠点となる臨海部防災拠点について、危険物等取扱施設との距離等にも配慮しつつ、臨海部防災拠点マニュアル等に基づき整備及び適切な管理・運営を促進する。 ○非常災害が発生した場合における港湾機能の維持を図るため、関係機関と連携</p>

第2編 各災害に共通する対策編

修正前	修正後
<p>第10 航空施設の整備 (略) (新規)</p>	<p>し、防災訓練の実施、港湾BCPの改善等の災害対応力の強化に取り組む。 第11 航空施設の整備及び空港の災害対応力の強化 (略) ○災害時における、滞留者対応や施設の早期復旧等を図るため各空港で策定された対応計画（BCP）※に基づき、空港関係者やアクセス事業者等と連携し、災害時の対応を行うとともに、訓練の実施等による対応計画の実効性の強化に努める。 ※空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係者の役割分担等を明確化した空港の事業継続計画（A2-BCP）</p>
<p>第11 避難場所・避難路等の確保・整備 (略)</p>	<p>第12 避難場所・避難路等の確保・整備 (略)</p>
<p>第12 防災拠点の確保・整備等 (略) (新規) (新規) (略) (新規)</p>	<p>第13 防災拠点の確保・整備 (略) ○防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。 ○災害時に迅速、かつ、安全に小型船舶を利用して生活物資等の輸送を行うことができるよう、海の駅の管理者等の様々な関係者によるネットワークを構築するとともに、災害拠点として海の駅等を自治体の防災計画等に位置付けるよう働きかけるものとする。 (略) ○基幹的広域防災拠点について、緊急物資輸送ネットワーク機能を強化するため、指定行政機関や港湾関係団体と連携した訓練の実施等を通じて、運用体制の強化を図るものとする。</p>
<p>第13 ライフライン対策の推進 (略)</p>	<p>第14 ライフライン対策の推進 (略)</p>
<p>第14 要配慮者対策の推進 (略)</p>	<p>第15 要配慮者対策の推進 (略)</p>
<p>第15 農地防災等の推進 (略)</p>	<p>第16 農地防災等の推進 (略)</p>
<p>第16 廃棄物処理施設等の整備等の推進 (略)</p>	<p>第17 廃棄物処理施設等の整備等の推進 (略)</p>
<p>第17 防災に関する広報・情報提供等 (略) (新規) (略)</p>	<p>第18 防災に関する広報・情報提供等 (略) ○災害発生の兆候が把握可能な災害について、それを把握した場合、その情報、警報等を関係機関及び住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。 (略)</p>
<p>○土砂災害を防止するため、<u>危険区域</u>の住民への周知体制及び警報等の伝達体制の整備を図るほか、必要に応じて都道府県等に対し警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</p>	<p>○土砂災害を防止するため、<u>土砂災害警戒区域</u>等の住民への周知体制及び警報等の伝達体制の整備を図るほか、必要に応じて都道府県等に対し警戒避難体制の確立に関する必要な指導・助言を行うものとする。</p>

修正前	修正後
(略)	(略)
(新規)	○在日外国人・訪日外国人旅行者に対して、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、伝わりやすい表現で多言語化する等の環境の整備を図るものとする。
(略)	(略)
第2節 危機管理体制の整備	第2節 危機管理体制の整備
第4 応急復旧体制等の整備	第4 応急復旧体制等の整備
(略)	(略)
(新規)	○災害による停電発生時、道路啓開を通じて電力の早期復旧を支援するため、経済産業省と連絡調整を行う。
(略)	(略)
(新規)	○災害応急対策への協力が期待される建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、建設業団体等の担い手の確保・育成を図るため、工期の適正化や施工時期の平準化の推進、建設キャリアアップシステムの普及・活用等の建設産業の働き方改革に取り組むものとする。
(略)	(略)
(新規)	○被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。
(略)	(略)
(新規)	○被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。
(略)	(略)
(新規)	○被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。
(略)	(略)
(新規)	○被災地域の安定的な人流・物流機能の確保のため、地方公共団体、公共交通事業者、有識者等と連携し、災害時に交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的かつ速やかに実施できる体制を構築するものとする。
(略)	(略)
(略)	(略)
第4節 防災教育の実施	第4節 防災教育の実施
第2 防災知識の普及	第2 防災知識の普及
○浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。	○浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。
(略)	(略)
第2章 災害応急対策	第2章 災害応急対策
第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	第1節 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
第1 災害情報の収集・連絡	第1 災害情報の収集・連絡
(2) 被害情報の収集・連絡	(2) 被害情報の収集・連絡
(略)	(略)
○非常本部等または本省内各局並びに地方支分部局は、地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、被災地の災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン・ヘリコプター・無人航空機・衛星通	○非常本部等または本省内各局並びに地方支分部局は、地方公共団体による被害状況の収集・報告等ができなくなる場合を想定して、必要に応じ、被災地の災害に関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン・ヘリコプター・無人航空機・衛星通

修正前	修正後
<p>関する情報の収集・連絡等を行うリエゾン・ヘリコプター・衛星通信車等の派遣や人工衛星の活用等、あらゆる手段を尽くして被害情報を把握するものとする。 (略)</p>	<p>信車等の派遣や人工衛星の活用等、あらゆる手段を尽くして被害情報を把握するものとする。 (略)</p>
<p>(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集 ○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p>	<p>(3) 災害対策用ヘリコプター等による情報収集 ○地方整備局等は、災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機</u>、衛星通信システム、監視カメラ等を活用して、被災地の一般的な被害状況及び救助・救援活動に必要な避難路、緊急輸送道路等をはじめとした所管施設の被害状況を迅速に把握するものとする。</p>
<p>(略) 第6節 災害発生時における応急工事等の実施 (略)</p>	<p>(略) 第6節 災害発生時における応急工事等の実施 (略)</p>
<p>○<u>重要物流道路及びその代替・補完路</u>において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における実施体制その他の地域の実情を勘案して、<u>実施することが適当であると認められるときは、その事務に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の道路啓開を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u> (略)</p>	<p>○<u>都道府県道又は市町村道</u>について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における実施体制その他の地域の実情を勘案して、<u>実施することが適当であると認められるときは、その事務に支障のない範囲内で、都道府県道又は市町村道の道路啓開を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。</u> (略)</p>
<p>第12節 地方公共団体等への支援 (略) (新規)</p>	<p>第12節 地方公共団体等への支援 (略)</p>
<p>第1 情報収集、資機材の提供等 ○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする (略)</p>	<p>○<u>基幹的広域防災拠点において、自衛隊や海上保安庁、警察、消防等の部隊の救助・救命活動への支援を行うものとする。</u> 第1 情報収集、資機材の提供等 ○地方整備局等は、必要に応じて災害対策用ヘリコプター、<u>無人航空機</u>、港湾業務艇、衛星通信システム等の活用により迅速な状況把握を行うとともに、被災地方公共団体等との通信手段等を確保し、災害情報の提供等、緊密な情報連絡を行うものとする (略)</p>
<p>第14節 災害発生時における広報 ○一般住民や被災者の家族等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。 (略)</p>	<p>第14節 災害発生時における広報 ○一般住民や被災者の家族、<u>訪日外国人</u>等のニーズを十分把握し、被害の状況、応急対策状況、二次災害の危険性、公共交通機関の運行（航）状況、交通規制・迂回路等の道路状況等、住民や被災者等に役立つ情報をマス・メディア、インターネット等を通じて迅速・適切に提供するものとする。また、被災者等から、これらの情報について問合せがあった場合に的確な対応ができるよう努めるものとする。 (略)</p>

修正前	修正後
<p>第3章 災害復旧</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○<u>重要物流道路及び代替・補完路</u>において、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、<u>実施に高度な技術又は機械力を使用して実施することが適当であると認められるときは</u>、その事務の遂行に支障のない範囲内で、<u>都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により</u>、被災地方公共団体に対する支援を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 災害復旧の実施</p> <p>第3 災害復旧の推進</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(新規)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第3章 災害復旧</p> <p>第1節 災害復旧・復興の基本方針</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○<u>都道府県道又は市町村道</u>について、都道府県又は市町村から要請があり、かつ当該都道府県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、<u>実施に高度な技術又は機械力を使用して実施することが適当であると認められるときは</u>、その事務の遂行に支障のない範囲内で、<u>都道府県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により</u>、被災地方公共団体に対する支援を行う。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第2節 災害復旧の実施</p> <p>第3 災害復旧の推進</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>○<u>災害廃棄物の仮置場の確保に向けて、国土交通省と環境省が連携して港湾内の仮置場候補地を被災地方公共団体に情報提供するとともに、リサイクルポート推進協議会に対して災害廃棄物が受入可能な処理施設の情報提供を依頼するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 震災対策の推進</p> <p>第6 河川整備等の推進</p> <p>(略)</p> <p>○海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕の支援を行うとともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7 土砂災害に対する安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第13 航空施設の整備</p> <p>(略)</p> <p>○一般的な地震動はもとより、高レベルの地震動に際しても、安全かつ円滑な航空交通を確保するため、<u>航空管制施設の機能が停止することがないよう抜本的な危機管理対策の策定に取り組むものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災教育等の実施</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○水害、土砂災害等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。また、市町村の防災計画等にも位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第8節 災害発生時における交通の確保等</p> <p>第3 航空交通の確保</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 震災対策の推進</p> <p>第6 河川整備等の推進</p> <p>(略)</p> <p>○海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うとともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第7 土砂災害に対する安全性の確保</p> <p>(略)</p> <p>○土砂災害警戒区域等の住民への周知体制、土砂災害予警報システムの整備等による情報の収集及び伝達体制の整備を行うとともに、都道府県等に対しては、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害に対する住民の避難に関する予警報の発令及び伝達、避難、その他必要な警戒避難体制の確立に関する必要な支援・助言を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第13 航空施設の整備</p> <p>(略)</p> <p>○一般的な地震動はもとより、高レベルの地震動に際しても、安全かつ円滑な航空交通の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 防災教育等の実施</p> <p>第2 防災知識の普及</p> <p>(略)</p> <p>○浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するため、市町村に対し必要な情報を提供するなど積極的な支援を行う。また、市町村の防災計画等にも位置付けるなど、ハザードマップの意義が十分伝わるよう働きかけるものとする。その際、ハザードマップの想定を超える災害が起こりうることを伝えるなど、ハザードマップが危険区域以外の住民にとっての安心情報にならないように努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第8節 災害発生時における交通の確保等</p> <p>第3 航空交通の確保</p>

修正前	修正後
<p>○災害発生時における緊急輸送等を確保するため、空港及び航空管制等について、被害状況を早急に調査し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。 (略)</p>	<p>○災害発生時における緊急輸送等を確保するため、空港及び航空保安施設等について、被害状況を早急に調査し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。 (略)</p>
<p>第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画</p>	<p>第4章 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画</p>
<p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	<p>第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>
<p>第6 海岸保全施設及び河川管理施設 (略)</p>	<p>第6 海岸保全施設及び河川管理施設 (略)</p>
<p>○海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕の支援を行うとともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。 (略)</p>	<p>○海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うとともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。 (略)</p>
<p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報</p>	<p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報</p>
<p>第2 居住者等に対する教育・広報 (略)</p>	<p>第2 居住者等に対する教育・広報 (略)</p>
<p>○浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。 (略)</p>	<p>○浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。 (略)</p>
<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>	<p>第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p>
<p>第4節 被災状況等の把握</p>	<p>第4節 被災状況等の把握</p>
<p>第2 全国からのTEC-FORCE派遣</p>	<p>第2 全国からのTEC-FORCE派遣</p>
<p>○「南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画(H28.8)」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣し、応急対策活動を実施する。 (略)</p>	<p>○南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣し、応急対策活動を実施する。 (略)</p>
<p>第6節 被害の拡大防止・軽減</p>	<p>第6節 被害の拡大防止・軽減</p>
<p>第6 災害対策用機械の大規模派遣</p>	<p>第6 災害対策用機械の大規模派遣</p>
<p>○「南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画(H28.8策定)」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。また、被災状況に応じて、地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。 (略)</p>	<p>○南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。また、被災状況に応じて、地方公共団体へ対策本部車や照明車等の災害対策用機械の派遣等を迅速に実施する。 (略)</p>
<p>第7節 被災した地方公共団体支援</p>	<p>第7節 被災した地方公共団体支援</p>

修正前	修正後
<p>第1 リエゾンの派遣 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、「<u>南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画(H28.8策定)</u>」に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 <p>(略)</p> <p>第2 情報通信機材等の派遣 ○「<u>南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画(H28.8策定)</u>」に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 リエゾンの派遣 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 <p>(略)</p> <p>第2 情報通信機材等の派遣 ○南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。</p> <p>(略)</p>
<p>第6章 首都直下地震対策計画 第4節 被災状況等の把握 第2 全国からのTEC-FORCE派遣 ○「<u>首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画(H29.8策定)</u>」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣と応急対策活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 被害の拡大防止・軽減 第6 災害対策用機械の大規模派遣 ○「<u>首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画(H29.8策定)</u>」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 被災した地方公共団体支援 第1 リエゾンの派遣 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、「<u>首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画(H29.8策定)</u>」に基づき、深刻な被害が想定される地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 <p>(略)</p> <p>第2 情報通信機材等の派遣</p>	<p>第6章 首都直下地震対策計画 第4節 被災状況等の把握 第2 全国からのTEC-FORCE派遣 ○首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確にTEC-FORCEを派遣と応急対策活動を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第6節 被害の拡大防止・軽減 第6 災害対策用機械の大規模派遣 ○首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から、迅速かつ的確な災害対策用機械等の派遣を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第7節 被災した地方公共団体支援 第1 リエゾンの派遣 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、深刻な被害が想定される地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。 <p>(略)</p> <p>第2 情報通信機材等の派遣</p>

修正前	修正後
<p>○「首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画（H29.8策定）」に基づき、発災後、全国の地方整備局等から速やかに、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び出動準備に着手するとともに、地方公共団体等からの要請等に対応する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>○首都直下地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、発災後、全国の地方整備局等から速やかに、衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共BB等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び出動準備に着手するとともに、地方公共団体等からの要請等に対応する。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p>	<p>第7章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画</p>
<p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>	<p>第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p>
<p>第10 海岸保全施設及び河川管理施設</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第10 海岸保全施設及び河川管理施設</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>○海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕の支援を行うとともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>○海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うとともに、設計の対象を超える津波等を考慮して、粘り強い構造の堤防等の整備を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報</p>	<p>第5節 地震防災上必要な教育及び広報</p>
<p>第2 居住者等に対する教育・広報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第2 居住者等に対する教育・広報</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>○浸水被害、土砂災害等の危険箇所や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>○浸水・土砂災害等の危険な範囲や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等を作成し、住民等に配布するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 津波対策の推進</p> <p>第4 海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等 (略)</p> <p>○海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕の支援を行うものとする。 (略)</p> <p>第14 航空施設の整備</p> <p>○最大クラスの津波に際しても、安全かつ円滑な航空交通を確保するため、<u>航空管制施設の機能が停止することがないよう抜本的な危機管理対策の策定に取り組むものとする。</u> (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第5節 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(4) 航空施設</p> <p>○津波警報等解除後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、<u>航空管制施設</u>等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。 (略)</p> <p>第8節 災害発生時における交通の確保等</p> <p>第3 航空交通の確保</p> <p>○災害発生時における緊急輸送等を確保するため、<u>空港及び航空管制等</u>について、被害状況を早急に調査し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。 (略)</p>	<p>第1章 災害予防</p> <p>第1節 津波対策の推進</p> <p>第4 海岸保全施設等の津波に対する安全性の確保、整備等 (略)</p> <p>○海岸保全施設については、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うものとする。 (略)</p> <p>第14 航空施設の整備</p> <p>○最大クラスの津波に際しても、安全かつ円滑な航空交通を確保に<u>努める。</u> (略)</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第5節 災害発生直後の施設の緊急点検</p> <p>(4) 航空施設</p> <p>○津波警報等解除後に空港管理者と連携しつつ、空港施設、<u>航空保安施設</u>等の緊急点検を実施し、施設被害情報の収集に努めるものとする。 (略)</p> <p>第8節 災害発生時における交通の確保等</p> <p>第3 航空交通の確保</p> <p>○災害発生時における緊急輸送等を確保するため、<u>空港及び航空保安施設等</u>について、被害状況を早急に調査し、必要に応じて仮設等の応急復旧を行う。 (略)</p>

修正前

第1章 災害予防

第1節 風水害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

○風水害を防止し、又は風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港、下水道その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、下水道事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾の豪雨等対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。その場合は、計画を上回る災害に対しても減災を図るためにハード・ソフト両面から施策を推進するとともに、環境や景観へも配慮するものとする。

第2 河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

(2) 海岸に係る対策

(略)

○高潮、波浪災害を防ぐため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕の支援を行うものとする

(略)

(3) 土砂災害に係る対策

(略)

○土砂災害防止法に基づき、都道府県が、おおむね5年程度で基礎調査を完了させることを目標として、完了予定年も含めた実施目標を速やかに設定し目標を達成できるよう、財政面、技術面などの支援を行うものとする。

○基礎調査に関する都道府県の実施目標及び進捗状況を公表するとともに、遅れている都道府県に対しては理由を確認し、基礎調査の早期完了のため必要な措置を講ずるものとする。都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合及び科学的知見に基づかずに行われている場合には是正の要求を実施するものとする。

(略)

第9 鉄道施設の安全性の確保及び指導

(略)

修正後

第1章 災害予防

第1節 風水害対策の推進

第1 各種事業・計画に基づく対策の実施

○風水害を防止し、又は風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、砂防、海岸、道路、鉄道、港湾、空港、下水道その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、治水事業、下水道事業、海岸事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の国土保全事業（北海道においては治山事業を含む）、農地防災事業（北海道におけるものに限る）、都市の防災対策事業及び道路・港湾の豪雨等対策事業を地方公共団体等と連携しつつ計画的かつ総合的に推進し、災害に強い国づくり・まちづくりを行うものとする。このように、ハード・ソフト両面から施策を推進するとともに、環境や景観へも配慮するものとする。特に、近年激甚化・頻発化する洪水等の水災害に対しては、未だ施設の整備が途上であることや、施設整備の目標を超える洪水の発生が頻発化している現状を踏まえ、流域治水の考え方に基づいて、河川管理者等が主体となつて行う治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で治水対策に取り組む。

第2 河川、海岸、土砂災害防止施設の整備及び災害に対する安全性の確保等

(2) 海岸に係る対策

(略)

○高潮、波浪災害を防ぐため、海岸保全施設の整備を推進するとともに、機能を持続的に確保していくために適切な維持又は修繕を行うものとする

(略)

(3) 土砂災害に係る対策

(略)

(削除)

○基礎調査は、法に基づく土砂災害の防止のための対策を講ずるに当たって不可欠な調査であり、各都道府県は、基礎調査が完了（当該都道府県内における土砂災害のおそれがある箇所全てについて一通り基礎調査を実施することをいう。）した後は、おおむね五年ごとに行うことが必要である。土砂災害防止法に基づき、都道府県が基礎調査を計画的に実施できるよう、財政面、技術面などの支援を行うものとする。都道府県の基礎調査に関する事務の処理が法令の規定に違反している場合及び科学的知見に基づかずに行われている場合には是正の要求を実施するものとする。

(略)

第9 鉄道施設の安全性の確保及び指導

(略)

修正前	修正後
(新規)	○ <u>鉄道の安全・安定輸送を確保するため、河川に架かる鉄道橋梁の流失等防止対策や、橋梁の架替事業を推進する。</u>
(新規)	○ <u>新幹線を運行する鉄道事業者に対し、車両及び重要施設の浸水対策について、①計画規模降雨に対して、かさ上げや止水板の設置など浸水被害が発生しても運行への影響を僅少な範囲に留めるような対策を講じる、②想定最大規模降雨により浸水被害が想定される車両基地については、車両の浸水被害を最小化するため、各社が定めた車両避難計画に従って車両避難を実施するなど、社会経済被害の軽減に努めるよう指導する。</u>
第10 港湾施設の整備	第10 港湾施設の整備
○ <u>第2編第1章第1節第9 港湾施設の整備に統合</u>	(削除)
(新規)	○ <u>最新の知見で更新した設計沖波で耐波性能等を照査し、重要かつ緊急性の高い施設について、嵩上げや補強を実施する。</u>
(新規)	○ <u>走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を推進するものとする。</u>
(新規)	○ <u>走錨等に起因する事故の可能性がある海上周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を防止するため、必要に応じて、防衝設備の設置を推進するものとする。</u>
(略)	(略)
第2節 危機管理体制の整備	第2節 危機管理体制の整備
第3 関係機関との連携	第3 関係機関との連携
(略)	(略)
(新規)	○ <u>港湾管理者等は、護岸やコンテナターミナル、臨港道路等を対象に、電源喪失やコンテナ流出も含め、波浪や高潮に対する脆弱性を評価し、台風等接近前に直前予防対応が必要な箇所を、優先順位を示して港湾BCPに明記するとともに、計画的に対策を講じるものとする。</u>
○港湾管理者等は、台風等による高潮等を想定して、関係者が事前にとるべき行動を時系列で整理したタイムラインの考え方を取り入れた防災行動計画を策定するものとする。災害対応後は、策定済みの計画を検証し、改善に取り組むものとする。	(削除)
<u>(新規)</u>	○ <u>暴風によるコンテナ飛散防止対策として、コンテナの固縛等の技術検討の継続や優良事例の共有を図るとともに、暴風時の対応訓練の実施を呼びかけるなど、港湾関連事業者による取り組みの強化を促すものとする。</u>
(略)	(略)
第4節 防災教育等の実施	第4節 防災教育等の実施
第2 防災知識の普及	第2 防災知識の普及
(略)	(略)

修正前	修正後
<p>○<u>浸水被害、土砂災害等の危険箇所</u>や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。なお、ハザードマップを作成する際には、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう働きかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策 第1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>○気象庁と連携し、被害を及ぼす可能性のある洪水、<u>土砂災害危険箇所</u>等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体、関係機関、報道機関等を通じて住民に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。</p> <p>(略) (新規)</p> <p>(略)</p>	<p>○<u>浸水・土砂災害等の危険な範囲</u>や避難場所・避難路等の防災に関する総合的な資料を図面表示等を含む形でわかりやすくとりまとめたハザードマップ、防災マップ等の作成、住民への配布等を推進するとともに、市町村の防災計画等にも位置付けるよう働きかけるものとする。なお、ハザードマップを作成する際には、家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するよう働きかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節 災害発生直前の対策 第1 風水害に関する警報等の伝達</p> <p>○気象庁と連携し、被害を及ぼす可能性のある洪水、<u>土砂災害警戒区域</u>等の状況を把握し、災害の発生を予想した場合、地方公共団体、関係機関、報道機関等を通じて住民に対し速やかに情報を伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>○<u>大雨時もしくは大雨が予想される場合には、通行規制範囲を広域的に想定し、通行規制予告を公表するものとする。また、ETC2.0、VICS情報、SNSやラジオ等を活用し、道路利用者に対し、情報提供を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>第1章 災害予防 第1節 船舶の安全な運航の確保 (略) (新規) (略)</p>	<p>第1章 災害予防 第1節 船舶の安全な運航の確保 (略) <u>○走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等において、監視体制の強化を図るとともに、走錨リスクを判定するシステムの開発・普及や必要に応じて、巡視船艇による指導、情報提供及び船舶交通の規制を実施する。</u> (略)</p>

修正前	修正後
<p>第 1 章 災害予防に関する事項</p> <p>第 11 節 災害発生時において危険な区域に関する事項</p> <p>○次の事項について定めること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、まず、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行うこと。また、基礎調査の結果の公表後、都道府県は、市町村と連携して、土砂災害警戒区域等の指定の手続きを速やかに進めるものとし、市町村においては、住民の協力を得ながら、地域における安全な避難場所等の確保や情報伝達体制の整備など、避難体制の検討に早期に着手すること。なお、<u>基礎調査が未実施の地域</u>においても、<u>土砂災害危険箇所</u>の周知徹底を行うなど、土砂災害の危険性を住民等に十分周知するとともに、必要に応じて避難体制を強化すること。その際には警戒避難体制の整備が円滑に進むよう関係機関からなる総合土砂災害対策推進連絡会を組織するなど必要な措置を講ずること。 <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 2 章 災害応急対策に関する事項</p> <p>第 19 節 二次災害の防止に関する事項</p> <p>○二次災害に関する危険箇所の点検、情報の住民への周知、警戒避難、応急工事に必要な体制、資機材の確保に関する計画について、次の項目について定めること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所等の周知に関する項目 <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第 1 章 災害予防に関する事項</p> <p>第 11 節 災害発生時において危険な区域に関する事項</p> <p>○次の事項について定めること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害のおそれがある区域において避難体制を充実・強化するなどの対策を講ずるためには、まず、基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定を迅速に行うこと。また、基礎調査の結果の公表後、都道府県は、市町村と連携して、土砂災害警戒区域等の指定の手続きを速やかに進めるものとし、市町村においては、住民の協力を得ながら、地域における安全な避難場所等の確保や情報伝達体制の整備など、避難体制の検討に早期に着手すること。なお、<u>土砂災害警戒区域等の指定が未実施の地域</u>においても、<u>基礎調査結果</u>の周知徹底を行うなど、土砂災害の危険性を住民等に十分周知するとともに、必要に応じて避難体制を強化すること。その際には警戒避難体制の整備が円滑に進むよう関係機関からなる総合土砂災害対策推進連絡会を組織するなど必要な措置を講ずること。 <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>第 2 章 災害応急対策に関する事項</p> <p>第 19 節 二次災害の防止に関する事項</p> <p>○二次災害に関する危険箇所の点検、情報の住民への周知、警戒避難、応急工事に必要な体制、資機材の確保に関する計画について、次の項目について定めること。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害が<u>発生する危険性が高い箇所</u>等の周知に関する項目 <p style="text-align: center;">(略)</p>

以上